

## 神奈川県監査委員公表第23号

### 監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年12月9日

神奈川県監査委員	大竹准一
同	吉川知恵子
同	中華江
同	柳下剛
同	齊藤たかみ

#### 1 措置の対象となった監査の結果

令和7年7月25日神奈川県監査委員公表第11号で公表した不適切事項3か所に係る3事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

##### (1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県川崎県税事務所	令和7年6月18日（令和6年11月18日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、競売配当金41,300円を県税収入として充当するに当たり、歳入歳出外現金として受け入れる県の指定金融機関口座への受入日が令和6年4月1日であったにもかかわらず、払出しを同年3月29日に行っていた。	不適切事項については、歳入歳出外現金として受け入れる県の指定金融機関口座への受入れに要する日数が指定金融機関等ごとに異なるにもかかわらず、担当者が受入日の確認を行わずに歳計外現金の払出しを行ったことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係する各課で相互に歳計外現金の受入日を確認するとともに、払出しを行う書類に歳計外現金の受入日を記載して決裁過程においてチェックすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県横須賀県税事務所	令和7年6月18日（令和6年11月18日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、競売配当金41,600円を県税収入として充当するに当たり、歳入歳出外現金として受け入	不適切事項については、歳入歳出外現金として受け入れる県の指定金融機関口座への受入れに要する日数が指定金融機関等ごとに異なるにもか

		<p>れる県の指定金融機関口座への受入日が令和6年4月1日であったにもかかわらず、払出しを同年3月29日に行っていた。</p>	<p>かわらず、担当者が受入日の確認を行わずに歳計外現金の払出しを行ったことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係する各課で相互に歳計外現金の受入日を確認するとともに、払出しを行う書類に歳計外現金の受入日を記載して決裁過程においてチェックすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	---	--

## (2) 会計局

### 本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
会計課	令和7年6月18日（令和7年3月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>会計事務処理において、県税事務所の誤った事務処理により歳入歳出外現金の年度繰越を82,900円過大に行ったことから、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額に82,900円の差額が生じていることを令和6年4月17日以降には認識していたにもかかわらず、発生原因や是正方法を正確に把握しないまま、令和6年度中での是正はできないものと判断し、対策を講じなかつたため、令和7年2月18日に是正が完了するまでの間、この状況が続いていた。</p>	<p>不適切事項については、差額発生の重大さへの認識が欠落していたことにより、保管現金残高と金融機関データの受払残額に差額が生じた状態が令和7年2月18日に是正が完了するまで続いていたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、決算数字の正確性は、会計課として常に重視すべきことであり、その認識を課内で改めて共有し、今回の事例を確実に引き継ぐため、例月出納検査の担当者マニュアルに、留意事項及び再発防止策を記載し、担当者が変わっても適切に対応できるようにする。また、差額が生じた場合には、翌月あるいは翌年度に差額を持ち越さず、速やかに対応策を検討し、早期に差額を解消することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>